

(意見書案第5号)

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

世界的な金融危機に端を発した不況の影響で、我が国の雇用失業情勢は急速に悪化している。厚生労働省の調査によると、2008年10月から2009年3月末までに約8万5000人の非正規労働者の解雇が見込まれ、さらに状況が厳しくなることも想定される。契約を打ち切られる派遣社員の中には、企業の寮に住んでいて、職を失うと同時に住まいも失うといった事態に追い込まれる方も多く、生活基盤を立て直すための緊急支援が必要である。また、厚生労働省の調査によると2008年12月までに学生の採用内定取消しが769件にも上っており、企業が安易な内定取り消しを行わないようにする措置が求められている。

このような雇用不安が社会不安につながることも懸念されており、国は雇用の維持、失業者の住居と生活の安定に向けた支援、新たな雇用の創出に向けて全力を挙げて取り組むことが求められている。

よって、国においては、下記事項について強く要望する。

記

- 1 企業が安易な解雇、内定取り消しを行わないよう、職業安定所の指導を強化するとともに、必要な法整備を行うこと。
- 2 雇いどめや解雇により住居を失った派遣労働者や雇用保険の受給資格がなく生活に困窮する失業者に対して、就労支援・職業訓練を実施するとともに住宅を貸与し、生活支援金を給付すること。その際、貸与する住宅は、雇用促進住宅や公営住宅、民間アパート等の借り上げにより確保すること。
- 3 雇用のセーフティーネットを強化するため、雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付（基本手当）の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について雇用保険法を改正すること。
- 4 労働者派遣は一時的・臨時的雇用に限定するとの原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法を改正すること。
- 5 医療、介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産業などの分野での就労促進を図るため、職業訓練・就労支援などを行うこと。
- 6 若年フリーター、一人親世帯の者、障がい者、高齢者など、特に就労が困難な状況にある求職者については、特段の配慮をもって就労支援を実施すること。
- 7 メンタルヘルスの不調、過労死、不払い残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現を目指すよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 } 宛